

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました

問い合わせ

地域づくり課 人権男女共同参画係

☎ 22-7736



昭和32年4月1日に売春防止法が施行され、それに基づき婦人保護事業が実施されていましたが、時代が進むにつれて、女性が抱える問題も「配偶者からの暴力」、「生活困窮」、「居住場所がない」、「ストーカー行為」など、多様化してきました。

これらの複合化・複雑化した問題に対応するため、令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

この法律では、困難な問題を抱える全ての女性を対象者として、「罰する」よりも「寄り添い支える支援」を提供し、「指導する」のではなく「ひとりひとりのニーズに応じて、本人の意思を尊重しながら、切れ目のない包括的支援」を提供することが定められています。

また、家庭に居場所がない若年女性等、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況に陥る可能性がある女性達もアウトリーチ（支援の必要な人に積極的に手を差し伸べて支援の実現を目指す）の方法で支援していくことになり、予防的な役割も持っています。ひとりで悩まず、まず相談してみませんか。

相談先 人権センター

☎ 22-7736

月～金曜日 8時30分～17時15分
(祝日・年末年始を除く)

11月12日（火）～25日（月）は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

●配偶者・交際相手からの暴力に関する相談先

広島県西部子ども家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）

・電話相談 ☎ 082-254-0391 FAX 082-256-5520

月～金曜日 8時30分～17時（祝日・年始年末を除く）

・休日・夜間電話相談（年末年始を除く）☎ 082-254-0399

月～金曜日 17時～20時、土・日・祝日 10時～18時

内閣府 DV相談+（プラス）

・相談電話 ☎ 0120-279-889（つなぐ はやく）

24時間 ※メールやチャットでも相談が可能です。

DV相談+は
こちら▶



●性犯罪・性暴力に関する相談先

性被害ワンストップセンター（24時間365日受付）

無料ダイヤル #8891

直通ダイヤル ☎ 082-298-7878

（直通ダイヤルへは通話料がかかります。）

性被害ワンストップ
センターはこちら▶



11月13日（水）～19日（火）は 「女性の人権ホットライン」強化週間です

女性に関する人権問題について、法務局職員や人権擁護委員が受付時間を拡大して相談に応じます。

・相談電話 ☎ 0570-070-810

月～金曜日 8時30分～19時 土・日曜日 10時～17時

※通常は、平日8時30分～17時15分で受付